

旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ひまたはこれから支払うべき取消料、予約料その他の各々の名目による費用を差し引いて払い戻します。

会社等にご確認ください。

(オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害およびこれらは、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。

(4) 当社は、パンフレット等で単なる情報提供として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特例補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)~(イ)~(ウ)~(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

(ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b. 暴動
c. 襲撃
d. 官公署の命令
e. 欠航、不遇、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

(イ) 第21項の規定に基づき当社の責任が明らかであるとき。
(ウ) 第13項、第14項、第15項および第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
(エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けなかったことにならないとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第21項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(1) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はおお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期間内に当社に指定する方法でお支払いいただきます。

(2) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員または現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)が行います。

(3) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員または手配代行者等を含みます)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。

(4) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。

(5) 添乗員の業務は原則として8時から20時までです。

20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するため当社(添乗員、現地係員または手配代行者等を含みます)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律をお乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもお客様に当該旅程の事後の解除をすることがあります。

21. 当社の責任

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内の当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、2日以内の当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意または重大な過失があった場合を除きます。)として賠償します。

(2) お客様が、以下に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社または手配代行者のお客様または過失が証明されたときは、この限りではありません。

(イ) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(ロ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(ハ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

(ニ) 自由行動中の事故

(ホ) 乗中(力)盗難

(ヘ) 運送機関の遅延・不遇・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

22. 特別補償

(1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外的事故によって身体に傷害を被ったときは、旅行業約款「特別補償規程」に従い、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金および入院見舞金を支払います。補償金の額は、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、死亡補償金として、2,500万円です。所有の身の回り品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に占める特別補償金は、旅行者1名につき15万円を限度とします。ただし、現金対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム等については補償しません。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の過失による法令に違反する行為、無免許もしくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の日程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超経運動カモノエターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等の場合は、当社は(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行わない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中にはいたしません。

(4) (1)の傷害・損害については、第21項の規定に基づき責任を負ったときは、(1)による補償金は当社が支払うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当します。

(5) 当社が本項(1)による補償金支払義務と第21項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

23. オプションツアーまたは情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取って実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社旅行企画・実施のオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施:当社(または中日本企業(株))」と明示します。

(2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の現地法人等である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。

(ア) お申し込みは原則として現地となり、お支払いも現地となります(一部日によってはお申し込み、お支払いのいずれもありません)。

(イ) 契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

(ウ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときに成立します。

(エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申し込みの際、現地係員が

(オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害およびこれらは、同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。

(4) 当社は、パンフレット等で単なる情報提供として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特例補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅程保証

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)~(イ)~(ウ)~(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

(ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が以下によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
b. 暴動
c. 襲撃
d. 官公署の命令
e. 欠航、不遇、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

(イ) 第21項の規定に基づき当社の責任が明らかであるとき。
(ウ) 第13項、第14項、第15項および第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。
(エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けなかったことにならないとき。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金15%を乗じた額を上限とします。また、旅行者1名に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第21項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

25. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社が提供している情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者等にその旨をお申し出ください。

26. 通信契約

(1) 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の依頼へ(会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること)【以下「通信契約」といいます】を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申し込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の支払いは、契約金額の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社とのお互にできない場合も取り扱います。(受託旅行会社より当該取り扱いができない場合があります。また取り扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の依頼に会員の署名をいいたたきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

(2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

(ア) 通信契約のお申し込みの際、会員は申し込みしよとする「募集型企画旅行契約の名称」、「出発日」等に加えて、「カード番号」、「会員番号」、「カード有効期限」等をお申し込みください。

(イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合は当社が受託したときに成立し、それ以外の通信手段による申し込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到着した時に成立するものとします。

(ウ) 通信契約等の「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払いまたは払戻業務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出の日とします。

27. その他

(1) お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合はその他に伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、忘れ物取扱いに伴う諸費用および別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

(2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買い物の際にはお客様の実費で購入していただきます。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) 子供代金は、旅行開始日を基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日を基準に満2歳未満で、航空座席および客室におけるベッドを専用で使用しない方に適用します。

(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載されている発着空港を出发(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレットに記載の追加代金(または無料)で利用する場合は、当該国内区間をすべて併せて1つの募集型企画旅行の範囲として取り扱いはいたします。パンフレットに記載のない普通運賃で国内線を利用の場合はこの限りではありません。

(6) 当社が募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられるお客様がおりますが、マイレージサービスに係るお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなるときも、理由のいかんを問わず(当社は第21項(1)の責任を負いません)。

(7) 病気、けがを生じた場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の発生、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めいたします。海外旅行傷害保険については販売店の係員にお問い合わせください。

(8) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

28. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

29. 弁済業務保証金制度およびボンド保証制度

当社は、社団法人日本企業保証協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に関し取りかたに対して債権を取得した場合で当社からその支払を受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

30. 個人情報の取り扱い

(1) 当社およびパンフレットの「受託販売(販売店)欄」に記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます)は、(以下、両者を合わせて「当社等」といいます)、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様への申し込の連絡のために利用させていただきます。また、お客様が申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレットに記載の日程表および別途契約書面に記載した日までにその定める確定書面に記載された要約)の提供するためのサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故賠償の費用等を担保する手続に必要な範囲内、並びに旅行先の土産物店等のお客様の買物の便宜のため、お客様の必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号および搭乗される航空便名等を、あらかじめ電磁的方法でデータするの提供についてお客様に同意いただくものとします。個人情報を提供する第三者が外国にある場合は当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「外国にある第三者の個人情報の保護に関する情報等について」(https://www.chunichi-kiogyo.jp/privacy5.html)をご確認ください。

(2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスののご案内、当社等とお客様の商品やサービスの関係、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を活用させていただきますことがあります。

(3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷病があった場合やお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方の個人情報が必要である当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、お客様が利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の否認の請求があった際には、速やかに対応するものとします。詳細につきましては、当社ホームページ「個人情報の開示請求手続きのご案内」(https://www.chunichi-kiogyo.jp/privacy3.html)をご覧ください。

(5) 上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ「個人情報」(https://www.chunichi-kiogyo.jp/privacy.html)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

(6) 一部の任意記入欄にご記入いただけない場合、未記入の欄に該当するサービスの提供については、適切にご提供できないことがあります。予めご了承ください。

当社は、社団法人日本企業保証協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に関し取りかたに対して債権を取得した場合で当社からその支払を受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

30. 個人情報の取り扱い

(1) 当社およびパンフレットの「受託販売(販売店)欄」に記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます)は、(以下、両者を合わせて「当社等」といいます)、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様への申し込の連絡のために利用させていただきます。また、お客様が申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレットに記載の日程表および別途契約書面に記載した日までにその定める確定書面に記載された要約)の提供するためのサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます)に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故賠償の費用等を担保する手続に必要な範囲内、並びに旅行先の土産物店等のお客様の買物の便宜のため、お客様の必要な範囲内、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号および搭乗される航空便名等を、あらかじめ電磁的方法でデータするの提供についてお客様に同意いただくものとします。個人情報を提供する第三者が外国にある場合は当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「外国にある第三者の個人情報の保護に関する情報等について」(https://www.chunichi-kiogyo.jp/privacy5.html)をご確認ください。

(2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスののご案内、当社等とお客様の商品やサービスの関係、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を活用させていただきますことがあります。

(3) 当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷病があった場合やお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方の個人情報が必要である当社等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、お客様が利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の否認の請求があった際には、速やかに対応するものとします。詳細につきましては、当社ホームページ「個人情報の開示請求手続きのご案内」(https://www.chunichi-kiogyo.jp/privacy3.html)をご覧ください。

(5) 上記のほか、当社の個人情報取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページ「個人情報」(https://www.chunichi-kiogyo.jp/privacy.html)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取り扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

(6) 一部の任意記入欄にご記入いただけない場合、未記入の欄に該当するサービスの提供については、適切にご提供できないことがあります。予めご了承ください。

申込みに際にお客様が自分の氏名を誤って記入された場合

申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅行記に記載されるのとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する代金に訂正などが必要となります。この場合、当社は、お客様の交代の場合に準じて、第12項のお客様の訂正手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の交代が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には所定の取消料がかかります。

安全についてのご案内

渡航先(国または地域)によっては、外務省海外危険情報など安全関係の情報が出ていたり場合があります。お申し込みの際、係員までご確認ください。より詳しい情報をお知りになりたい場合は下記でごお問い合わせください。下記の外務省海外安全情報ホームページへアクセスしてください。

外務省海外安全相談センター TEL.03-35-80-3311

外務省海外安全情報 https://www.anzen.mofa.go.jp

海外旅行傷害保険への加入のご案内

ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行傷害保険に加入することをお勧めします。保険に加入されていると、海外での日本語による緊急時のご相談など、保険会社による便利な安心のためのサービスも受けられます。(当社で取り扱っておりますので、お気軽に販売係員にお申し込みください。)

※特別補償規程には、傷害、疾病治療費の補償は含まれていません。外国での治療費やご自身の責任による賠償金などは、かなり高額となります。また、賠償義務者が外国の運輸機関・宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのが容易でない場合もあります。国によっては賠償額が非常に低い場合もあります。

※ご旅行中に、ビジュアル等の登山用具を使用する山岳登山や、ハンググライダー搭乗など特殊な運動を予定されているお客様は、旅行傷害保険をお申し込みの際、必ずその旨をお申し出ください。